

経済産業省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領のパブコメ意見に対する考え方

<本文 第4条(監督者の責務)>

意見の概要	考え方
<p>○下線部を以下の通り修正すべき。 「…次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、次の通り修文します。 「第4条 職員のうち、…障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。」</p>
<p>○職場環境の整備には、仕事以外のコミュニケーションでも聴覚障害者が阻害されないような配慮が必要であり、これが不十分で職場の定着に支障をきたすことがあれば監督責任もあり得ることを明記すべき。</p>	<p>○対応要領第5条に、合理的配慮の不提供をした職員が懲戒処分その他の措置に付されることがあることを明記しており、それに伴い、その職員を監督する者が監督責任を受けることがあり得ることは当然のことと考えております。</p>

<本文 第6条(相談体制の整備)>

意見の概要	考え方
<p>○以下の文言を追加すべき。 「相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。」</p>	<p>○ご意見も踏まえ、経済産業省ホームページにおいて分かりやすく掲載したいと考えております。</p>
<p>○以下の文言を追加すべき。 「窓口担当者の専門性と客観性を確保するため、障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置するとともに、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会を設置する。」</p> <p>○以下の文言を追加すべき。 「第1項の相談窓口は、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し(手話通訳者・要約筆記者等)、充実を図るよう努めるものとする。また、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。」</p> <p>○以下の文言を追加すべき。 「相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担についての説明等の際、障害者からの理解が得られない場合は、障害当事者団体に意見を求めたり相談する等、建設的な解決に努める。」</p>	<p>○相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっている外部の方を参画させることは予定しておりませんが、障害者の方のご意見も参考にしながら、研修等を通じて、障害者の方の理解が得られるような窓口対応に努めてまいります。</p>
<p>○以下の通り修正すべき。 「2 相談を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、メールなどの方法を用いて相談を行うことができることとする。また対面相談時には、手話、筆談など、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を、可能な範囲で対応することとする。」</p> <p>○相談者がさまざまな方法を用いて相談することは当然のことであるが、この場面では、聴覚障害者にとっては手話通訳者や要約筆記者といった通訳者を介することは「相談」という場面において特に重要である。</p> <p>○以下の文言を追加すべき。 「相談者の性別に配慮した相談体制とするよう、相談体制のなかに女性を必ず配置する。」</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、次の通り修文します。 「相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>

<本文 第7条(研修・啓発)>

意見の概要	考え方
<p>○以下の文言を追加すべき。 「研修・啓発にあたっては、障害のあるユーザーとの懇談を定期的に持つ、各種委員会における障害者委員の一定数の確保を図るなどして、障害のあるユーザーのニーズの把握に努める。」</p> <p>○障害のある女性などの複合的な困難に関して、研修・啓発のプログラムに入れるべき。</p> <p>○研修等で実際に音声読み上げのみでパソコン操作を行う実習も取り入れてほしい。 「NVDA」という無償の音声読み上げソフトがあり、ダウンロードは必要だが、インストールしなくても使える。</p>	<p>○研修の内容等の詳細は、今後検討していくこととなります。いただいたご意見は、検討の際に参考とさせていただきます。</p>

<本文 附則>

意見の概要	考え方
<p>○文字間には不要なスペースは入れないでほしい。 例えば文中の「附 則」は、文字間にスペースがあるため、読み上げソフトでは「ふそく」ではなく、「ふ すなわち」と読み、意味がわからない。</p>	<p>○ご不便をおかけし、申し訳ありません。 条文表記上、このような表記とせざるを得ないため、ご理解ください。</p>

<別紙 第2(正当な理由の判断の視点)>

意見の概要	考え方
<p>○下線部を以下の通り修正すべき。 「職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。 「職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」</p>

<別紙 第3(不当な差別的取扱いの具体例)>

意見の概要	考え方
<p>○以下の文言を、段落の最後に追加すべき。 「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例について、「障害があることを理由に・・・」を「障害を理由に・・・」と修文します。</p>

<別紙 第4(合理的配慮の基本的な考え方)>

意見の概要	考え方
<p>○1について、「合理的配慮は、経済産業省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。</p>	<p>○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に即して記載しておりますが、合理的配慮は、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じて柔軟かつ的確に提供されるよう努めてまいります。</p>
<p>○3について、下線部の通り修正すべき。 「意思の表明に当たっては、…障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(言語通訳・手話通訳・要約筆記等・盲ろう通訳等を介するものを含む。)により伝えられる。」</p> <p>○3について、下線部のとおり追加すべき。 「意思の表明に当たっては、…障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するものを含む。)により伝えられる。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するものを含む。)により伝えられる。」</p>
<p>○3の末尾を下線部の通り修正すべき。 「…建設的対話を働きかけるなど、自主的に取り組むものとする。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、第2条に以下のとおり盛り込みます。 「なお、別紙中、「望ましい」と記載されている内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」</p>
<p>○4について、「経済産業省ウェブアクセシビリティ方針においては、…JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠することを目標としている。」とされているが、YouTubeなどの自動字幕作成機能を利用することなく、発信元が責任を持った字幕を付与すべき。</p>	<p>○御指摘のとおり、経済産業省公式ホームページの動画については、JIS X 8341-3:2010 の等級AA にまだ準拠していませんが、まずは等級Aに準拠するよう取り組んでいます。具体的には、大臣記者会見や審議会の動画については、文字情報の会見録や議事録にリンクを設定することとしています。個別の動画ページでの不備等については、お問い合わせに応じ、できるだけ対応させていただきます。</p>
<p>○4の最後に以下の文言を追加すべき。 「また、各種ウェブにアクセスしやすくなるためには、障害者等の技術向上のための人的資源が有用であることにも留意しなければならない。」</p>	<p>○対応要領で求められている内容は、経済産業省の職員に対するものですので、原案の記載のままさせていただきます。</p>
<p>○5の末尾を以下の通り修正すべき。 「…対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むものとする。」</p>	<p>○「努める」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはありませんが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことに努めてまいります。</p>

<別紙 第5(過重な負担の基本的な考え方)>

意見の概要	考え方
<p>○下線部を以下の通り修正すべき。 「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。 「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」</p>

<別紙 第6(合理的配慮の具体例)>

意見の概要	考え方
<物理的環境への配慮の具体例について>	
<p>○具体例に以下の文言を追加すべき。 「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」</p> <p>○具体例に以下の文言を追加すべき。 「災害時の避難、誘導について、音声の他に聴覚障害者等向けに情報伝達、避難・誘導のための設備(・文字表示機器・フラッシュなどの機器)を配置する。」</p> <p>○具体例に、以下の文言を追加すべき。 「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、以下のとおり具体例を追加します。 「災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」</p>
<意思疎通の配慮の具体例について>	
<p>○コミュニケーション手段の具体例に以下の文言を追加すべき。 「要約筆記」</p>	<p>○別紙記載のコミュニケーション手段の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○以下の具体例については、下線部を以下の通り修正すべき。 「<u>障害者から申し出があった際に</u>、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、…」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。 「<u>障害者から申し出があった際に</u>、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、…」</p>
<p>○具体例に以下の文言を追加すべき。 「会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚また聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、以下のとおり具体例を追加します。 「会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。」</p>
<p>○具体例に以下の文言を追加すべき。 「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」</p>	<p>○御指摘を踏まえ、以下のとおり具体例を追加します。 「会議の進行に当たっては、委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」</p>

<ルール・慣行の柔軟な変更の具体例について>	
○具体例のうち、「順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た上で手続き順を入れ替えたりする。」について、発達障害者を想定したものであるならば、必ずしも発達障害の障害特性ではないため、「順番の入れ替え」部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記すべき。	○当該具体例は、必ずしも特定の障害を念頭に置いたものではありません。障害には様々な種類があり、またその状況も人によって大きく異なることから、実際の運用に当たっては、必要に応じて御本人や周囲の方に状況をお伺いしながら、適切な形で対応します。
○以下の具体例については、下線部の通り修正すべき。 「スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」について、「スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」	○御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、それらに近い席を確保する。」
○具体例のうち、「障害者が多数で会議等に出席する場合は、使用するエレベーターを専用運転にする。」とあるが、これは逆差別に当たると考える。分散しながら効率的に乗れるよう工夫すれば良いので、「障害者が多数で会議等に出席する場合は、使用するエレベーターの規模に応じ、優先的な利用を心がける」と変更すべき。	○実際には、障害者であるか否かに関わらず、団体等の多数での来訪がある場合は、使用するエレベーターを専用運転にしています。
○具体例に以下の文言を追加すべき。 「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をするが必要になった時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」	○御指摘を踏まえ、記載している具体例を以下のとおり修正します。 「他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」
○以下の具体例については、下線部の通り追加すべき。 「非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)の同席を認める。」	○御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)の同席を認める。」
○具体例に以下の文言を追加すべき。 「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」	○吃音症や失語症の方々に限らず、障害の特性に応じた対応を行うことは、当然のことと考えております。

#### <対応要領全般>

意見の概要	考え方
○第7条に続いて、「経済産業省が調達する機材におけるアクセシビリティの確保」を内容とする第8条を設けるべき。	○「経済産業省が調達する機材におけるアクセシビリティ」の意味が必ずしも明らかではありませんが、設備のアクセシビリティに関しては、別紙の「第4 合理的配慮の基本的考え方」「第6 合理的配慮の具体例」などに明記しております。
○別紙の第2及び第5に、下線部のとおり文言を追加すべき。 「…障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」	○相談窓口は相談や紛争解決などに対応することとなっており、相談内容に応じて適切に対応してまいります。

<p>○第4条第1項第4号、別紙の第4の3、及び別紙の第6の具体例に以下の文言を追加すべき。 「省庁内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。」</p>	<p>○別紙の第6において、意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字(手のひらに文字を書いて伝える方法)等のコミュニケーション手段を用いる」、「絵カード等を活用して意思を確認することなどを明記しているところです。意思疎通がより円滑に行えるよう、いただいた御意見を今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○出費を大きくすべきではないし、これに対して公務員の職務に費やす時間を大きくすべきではないと考える。 もちろん、障害者が役所窓口に来た際の対応等について、マニュアル作成とその研修がなされていると望ましいとは考えるが(ここには賛意を表す)、しかしながらそれに対して簡単な研修と解説書類以外で特に長い時間を要する様な研修を行う事には反対する。</p>	<p>○ご意見は承りました。</p>

※上記のほか、対応指針や障害者施策全般に関わるご意見等を複数いただきましたので、今後の参考とさせていただきます。

※意見公募手続を実施した際の要領の案と定めた要領との差異について

上記コメントを踏まえた要領の変更とともに記載内容の明確化を図る観点から、別紙第3(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)中「劣後させる」を「後回しにする」に変更し、別紙第4 合理的配慮の基本的な考え方 の2の「合理的配慮の提供ではなく」を「合理的配慮とは別に」と変更し、同第4の3の「介助者等」を「支援者・介助者、法定代理人等」に変更しました。また、その他に一部形式的修正も行っております。